
第Ⅱ部 紛争処理の状況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、認定計画に係る周波数を現に使用している無線局の免許人等と認定特定基地局開設者との間、ケーブルテレビ事業者と基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の38及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争等に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】、委員会設置時からこれまでの紛争処理案件の一覧については資料編の【資料3】のとおりである。

1 あっせん・仲裁

令和7年度中、あっせん1件の申請があり、現在処理中である。また、仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件もなかった。

2 審議・答申

令和7年度中、総務大臣からの諮問は行われず、答申を行った案件もなかった。

3 勧告

令和7年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

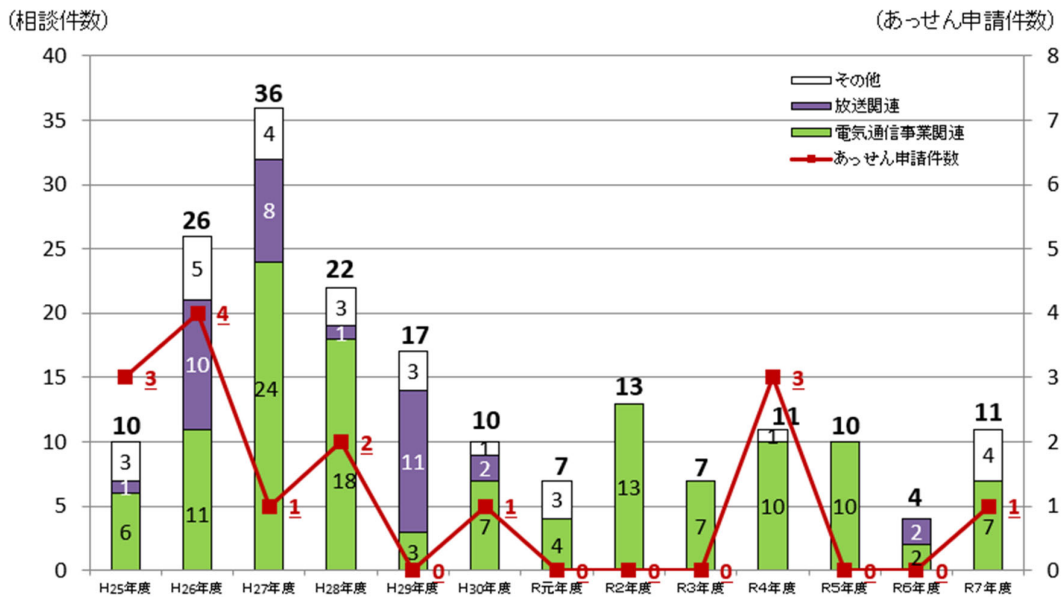
4 事業者等相談窓口における相談

令和7年度においては、事業者等相談窓口において、11件の相談を受けた（令和6年度は4件）。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数※
① 接続に必要な設備の設置・保守	2件
② 接続に必要な費用負担	1件
③ 接続に必要な土地・建物・工作物の利用	2件
④ 手続の照会	3件
⑤ その他電気通信に係る契約	2件
⑥ その他	1件
計	11件

※ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

（参考）相談件数等（平成25年度～令和7年度）



相談対応の結果については、あっせんの申請があったものが1件、手続に関する説明を行ったものが6件、その他が4件となっている。